

規制の事前評価書

評価実施日：平成23年8月31日

政策	下水道法施行令の一部を改正する政令案（仮称）		
担当課	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課	担当課長名	長田朋二
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 下水道法施行令の一部を改正する政令案（仮称）</p> <p>【関係条項とその内容】 金属製品製造業等の特定事業場（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。）からの下水の排除の制限に係る水質の基準（以下「下水道法における排除基準」という。）が定められている（下水道法施行令第9条の4第1項第15号）</p> <p>② 規制の目的 終末処理場での処理が困難な物質に係る下水道法における排除基準を定めることで、終末処理場からの放流水質基準を、水質汚濁防止法で定める特定事業場からの公共用水域への排水に対する規制基準を定める排水基準を定める省令の排水基準（以下「水質汚濁防止法における排水基準」という。）に適合させ、水質汚濁防止法と下水道法の調整を図ることで、排水規制行政の統一的な運用を担保することを目的とする。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標 -</p> <p>b 関連する施策目標 -</p> <p>c 関連する業績指標 -</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度 -</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 「公共用水域水質測定結果」（環境省水・大気環境局）において、1,1-ジクロロエチレン（フィルム等の合成原料に使用され、肝臓や腎臓に係る健康被害を生ずるおそれがある物質。分子式はC₂H₂Cl₂。）に係る水質環境基準値超過地点が引き続き0であること。</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>【規制の緩和】 1,1-ジクロロエチレンに係る下水道法における排除基準を0.2mg/Lから1mg/Lに緩和する。</p> <p>⑤ 規制の必要性 WHO飲料水質ガイドライン及び水道水質基準の改定を踏まえ、平成21年11月に1,1-ジクロロエチレンに係る水質環境基準（水質汚濁防止法第4条の2に規定する環境基準をいう。）について、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示59号）」を改正し、0.02mg/L以下から0.1mg/Lに緩和した。これを受けて、1,1-ジクロロエチレンに係る水質汚濁防止法における排水基準が、水質環境基準である0.1mg/Lの10倍である1mg/Lとなる見込みである。 これを受けて、水質汚濁防止法と下水道法の水質規制について調整を図るため、終末処理場での処理が困難な1,1-ジクロロエチレンに係る水</p>		

	<p>質汚濁防止法における排水基準の見直しと同時に下水道法における排除基準の見直しを行う必要がある。</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>1,1-ジクロロエチレンに係る下水道法における排除基準を現行の「1リットルにつき1,1-ジクロロエチレン0.2ミリグラム」に据え置く。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 当該政令の内容は規制の緩和であるため、追加の遵守費用は生じない。</p> <p>b 行政費用 当該政令の内容は規制の緩和であるため、追加の行政費用は生じない。</p> <p>c その他の社会的費用 特になし</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 現行の下水道法における排除基準を据え置くこととなるため、既存の特定事業場には追加の遵守費用は生じないが、新規参入する特定事業場については、公共用水域に直接排水する場合と比較して、下水道に排水する場合には下水道法における厳しい排除基準を遵守する必要があるため、後者にはより高度な除害施設等の設備投資が必要になる等の遵守費用がかかることとなる。</p> <p>b 行政費用 特になし</p> <p>c その他の社会的費用 特になし</p>
<p>規制の便益</p>	<p>① 当該規制案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,1-ジクロロエチレンに係る下水道法における排除基準が緩和されることとなるため、新たに下水道に下水を排除する特定事業場にとって、従前よりも設備投資が軽減されると考えられる。 ・ 水質汚濁防止法における排水基準と下水道法における排除基準の調整を図ることで、下水道に下水を排除する特定事業場と公共用水域に直接排水する特定事業場との間の不公平や、特定施設の設置者及び地方自治体に無用な混乱の招来を防止することができる。 <p>② 代替案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道に下水を排除する特定事業場と公共用水域に直接排水する特定事業場とで、排水に係る規制基準が異なることとなり、両者間で不公平が生じ、特定施設の設置者及び地方自治体に混乱を招く恐れが高い。
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>本案については、当該措置を講じることで追加的な費用は生じない一方で、公共用水域へ排水する特定事業場を規制する水質汚濁防止法と下水道に下水を排除する特定事業場を規制する下水道法の調整を図ることで、排水規制行政の統一的な運用を担保することができるため、特定事業場間の不公平や、特定施設の設置者及び地方自治体に無用な混乱の招来を防止することができる。便益が費用を上回っていると考えられる。</p> <p>一方、代替案については、下水道に下水を排除する特定施設の設置者と公共用水域に直接排水する特定施設の設置者とで、排水に係る規制基準値が異なることとなり、両者間で不公平が生じ、特定施設の設置者及び地方自治体に混乱を招く恐れが高い。</p> <p>したがって、本案は代替案よりも優れていると考えられる。</p>
<p>有識者の見解、</p>	<p>特になし</p>

その他関連事項	
事後評価又は事後検証の実施方法及び時期	施行後5年を目処にRIA事後検証シートによる事後検証を行う。
その他 (規制の有効性等)	① 規制の有効性 公共用水域へ排水する特定施設の設置者を規制する水質汚濁防止法と下水道に下水を排除する特定施設の設置者を規制する下水道法の調整を図ることで、排水規制行政の統一的な運用を担保する。